

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 上伊地環第38-1号

令和6年（2024年）12月16日

長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	○
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社西部重機 代表取締役 小林 一美 長野県伊那市横山9494番地1	
申請の区分（I）	産業廃棄物処理施設の変更許可	
条例 第 46 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市横山7227番1466
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破砕施設（移動式兼用）
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくずに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	968t/日（121t/h：8時間稼働）
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	がれき類の破砕施設（移動式兼用）の入替 新 旧 (1) 処理施設の型式・構造 日立建機株式会社 ZR950JC 日立建機株式会社 HR420G-5 (破砕機 株式会社中山鉄工所 AC4220) (2) 処理能力 968 t / 日 (121 t / h : 8 時間稼働) 1,024 t / 日 (128 t / h : 8 時間稼働)

関係 図 書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和6年12月17日(火)から令和7年1月15日(水)まで (土日・祝日その他県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前8時30分～午後5時